

国・兵庫県による本校授業料の支援制度

(年額)

制 度 名		高等学校等就学支援金制度 (国) A	授業料軽減補助制度 (兵庫県) B	公費による 給付額の合計 (国)A+(県)B	授業料33,000円 に対する保護者の 実質負担額 (カッコ内は月額換算) ※別途、施設設備費 が必要となります。
対 象 者		私立高校に在籍する生徒(保護者)	保護者が10月1日現在 兵庫県内在住者		
給付・貸与の区分		給付(返還義務なし)	給付(返還義務なし)		
世帯年収の目安(保護者合算)		所得確認基準額	給付額(年額)	補助額(年額)	
1	生活保護世帯 年収0円 ～590万円未満程度	154,500円未満	396,000円 (基礎額+加算額)	0円 (※県制度は44,000円ですが、 就学支援金で授業料全額 が無償化となるため上乘 せはありません)	396,000円 0円 (実質無償)
2	年収590万円以上 ～730万円未満程度	154,500円以上 217,700円未満	118,800円 (基礎額)	120,000円 <130,000円>	238,800円 <248,800円> 157,200円 (月額換算 13,100円)
3	年収730万円以上 ～910万円未満程度	217,700円以上 304,200円未満		60,000円 <70,000円>	178,800円 <188,800円> 217,200円 (月額換算 18,100円)

〈 〉内は多子世帯の場合。扶養する子どもが3人以上の場合1万円が加算される。

注1 世帯年収は目安です。給付対象となる方の判定基準額(原則として両親2人分の合計額により判定)については、次頁の「支給区分の確認方法」をご参照ください。

注2 年収910万円以上の方については、就学支援金及び授業料軽減補助金ともに給付対象となりません。

注3 各制度から給付を受けるためには、本校が指定する期間に必要な書類を添えて申請を行う必要があります。(本校からの配布物にご留意ください)

注4 就学支援金や兵庫県授業料軽減補助金の受給は、マイナンバー制度を利用した兵庫県による世帯の所得確認が必要となり、所得判定等の事務作業を経て、本校が代理受領するまでに数か月を要します。したがって、受給対象となる場合でも、兵庫県から本校への就学支援金や授業料軽減補助金の振込み前に納期が到来する学校納入金は、一旦納入していただく必要があります。なお、給付金の引落登録口座への振込はおおむね3か月分を一括して行うこととなりますのでご了承ください。

注5 転・退学の場合は、各給付金(支援金)の返還等、精算が生じる場合があります。

注6 就学支援金給付と授業料軽減補助は合算で授業料年額(396,000円)が上限となります。

注7 授業料軽減補助制度(B)の内容は変更となる場合があります。

■ 支援金は直接補助ではありません
就学支援金・県の授業料軽減補助金は、高等学校が代理受領します。
制度の基本は、保護者への直接補助ではありませんのでご注意ください。

東洋大学附属姫路高等学校

支給区分の確認方法

次の計算式により算出した所得確認基準額（保護者等の合計額）で判定します。

【計算式】

令和6年度(※1)市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額(※2)

※1 就学支援金の令和6年4月～6月分は令和5年度の課税状況で判定します

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

令和06年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

(単位:円)

所得	給与収入	4,672,000	主たる給与	課税標準	総所得③	2,096,000	市民税	税額控除前所得割額④	167,680
	給与所得	3,297,600	以外の合算	課税標準	分離所得		市民税	税額控除額⑤	38,000
	その他の所得計		所得区分	課税標準	分離所得		市民税	所得割額⑥	129,600
			総所得金額①	課税標準	山形県		市民税	均等割額⑦	3,900
				課税標準	株式		市民税	税額控除前所得割額④	41,920
				課税標準	先物取引		市民税	税額控除額⑤	9,500
所得控除	雑費		所得控除合計額②	1,201,000	扶養親族該当区分	本人該当区分	市民税	所得割額⑥	32,400
	医療費				配偶者	本人	市民税	均等割額⑦	2,300
	社会保険料	701,000			配偶者特別	本人	市民税	年税額(特別徴収税額)⑧	168,200
	小規模企業共済				扶養	本人	市民税	控除不足額⑨	
	生命保険料	60,000			基礎	本人	市民税	既充当額⑩	
	地震保険料	10,000			基礎	本人	市民税	差引納付額(⑧-⑨-⑩)	168,200
					基礎	本人	市民税	変更前税額⑫	
					基礎	本人	市民税	増減額(⑧-⑫)	168,200
					基礎	本人	市民税	変更月	

課税標準額は
枠内の合計額

税額控除額には、ふるさと納税等も含まれている場合がありますが、摘要欄に内訳が記載されている場合があります。ふるさと納税等をされている場合は、摘要欄に記載されている金額もご確認ください。

※就学支援金の判定に必要な「調整控除の額」は、摘要欄に記載されているふるさと納税等の金額の「市町村民税分」を差し引いた金額となります。

[例] 上記納税者(神戸市在住)の場合

① 課税標準額 … 125,760円 [2,096,000円 × 0.06]

② 調整控除額 … 1,500円 [38,000円(市民税の税額控除額) - 36,000円(ふるさと納税等の市民税分計) = 2,000円 × 3/4]

➡ ① - ② = 124,260円 = 所得確認基準額



※ 住民税が未申告の場合は、課税標準額等の確認ができず、支援金の認定・支給ができません。自営業などで申告が必要な方は、**必ず期日内に確定申告を行っていただきますようお願いいたします。**

※ 令和6年4月～6月分は、生徒本人が平成19年1月2日～4月1日生まれの場合、保護者(保護者が2名の場合は一方)の課税標準額から33万円を控除します。

※ 申請・支払い手続きはすべて学校を通じて行います。給付金の支給はおおむね3か月毎に、登録口座への振込により行います。